

旭川市水防計画

旭 川 市

目 次

第 1 章	総 則	
第 1 節	目 的	1
第 2 節	用語の定義	1
第 3 節	水防の責任及び処理すべき事務又は業務の大綱	3
第 2 章	水防組織	
第 1 節	市の組織	5
第 2 節	隣接市町村水防管理団体及び警察官との協力応援	6
第 3 章	重要水防区域及び水防施設等	
第 1 節	重要水防区域の指定	7
第 2 節	水防施設	7
第 4 章	通信連絡等	
第 1 節	市の通信施設	9
第 2 節	公衆通信施設	9
第 3 節	気象等の通信連絡	9
第 4 節	水防信号	14
第 5 節	決壊通報	15
第 6 節	水防通信連絡及び情報収集	16
第 7 節	雨量水位観測の伝達	17
第 5 章	水防活動	
第 1 節	水防管理団体の非常配備体制	18
第 2 節	巡視及び警戒	19
第 3 節	警戒区域の設定等	19
第 4 節	水防作業	20
第 5 節	立退きの指示及び避難等	20
第 6 節	水防標識及び身分証票	21

第6章	公用負担及び災害補償	
第1節	公用負担	2 2
第2節	公務災害補償	2 3
第7章	水防報告	2 3
第8章	水防訓練	2 3
別 表		
別表 1	旭川市水防本部の組織図	2 4
別表 2	消防機関の組織図（消防本部、署、消防団）	2 5
別表 3	消防機関の水防分担区域表	2 7
別表 4	重要水防区域	3 0
別表 5	市街地における低地帯の浸水予想区域	3 6
別表 6	水位観測所	3 7
別表 7	雨量観測所	3 8
別表 8	水防倉庫	3 9
別表 9	水防資器材の備蓄状況	4 0
別表 10	水防資機材調達先	4 2
別表 11	水門の設置場所	4 3
別表 12	水防用土砂採取場	5 3
別表 13	水防通信連絡	5 5
別表 14	洪水予報区及び水防警報区	5 6
様 式		
様式 1	公用負担命令票	5 9
様式 2	公用負担権限委任証	5 9
様式 3	水防活動実施報告書	6 0

資 料

水防法

第1章 総 則

第1節 目 的

この計画は、水防法（昭和24年法律第193号。以下「法」という。）第32条第1項の規定に基づき、旭川市域における河川等の洪水による水災を警戒し、防ぎよし、及びこれによる被害を軽減し、もって公共の安全を保持することを目的とする。

第2節 用語の定義

主な水防用語の意義は次のとおりである。

(1) 水防管理団体

水防の責任を有する市町村又は水防に関する事務を共同に処理する水防事務組合若しくは水害予防組合をいう。

(2) 指定水防管理団体

水防上公共の安全に重大な関係のある水防管理団体として知事が指定したものをいう。

(3) 水防管理者

水防管理団体である市町村の長又は水防事務組合の管理者若しくは長若しくは水害予防組合の管理者をいう。

(4) 消防機関

消防組織法（昭和22年法律第226号）第9条に規定する消防の機関（消防本部、消防署及び消防団）をいう。

(5) 消防機関の長

消防本部を置く市町村にあつては消防長を、消防本部を置かない市町村にあつては消防団の長をいう。

(6) 水防団

法第6条に規定する水防団をいう。

(7) 量水標管理者

量水標、験潮儀その他の水位観測施設の管理者をいう。

(8) 水防協力団体

一般社団法人若しくは一般財団法人又は特定非営利活動法人であって、水防業務を適正かつ確実に行うことができると認めて、水防管理者が指定した団体をいう。

(9) 洪水予報(指定河川)

流域面積が大きい河川であって、洪水により国民経済上重大又は相当な損害が生じるおそれがあるとして国土交通大臣又は都道府県知事が指定した河川(洪水予報指定河川)について、気象庁及び国土交通省又は都道府県の機関が共同して、洪水のおそれの状態を基準地点の水位又は流量を示して行う洪水の予報をいう。

(10) 水防警報(指定河川等)

洪水により国民経済上重大又は相当な損害が生じるおそれがあるとして国土交通大臣又は都道府県知事が指定した河川、湖沼又は海岸(水防警報指定河川等)について、国土交通大臣又は知事が、洪水又は高潮等によって災害が起こるおそれがあると認められるとき、水防を行う必要がある旨を警告して行う発表をいう。

(11) 水位周知(指定河川)

洪水予報指定河川以外の河川で、国土交通大臣又は都道府県知事が、洪水により国民経済上重大又は相当な損害が生じるおそれがあるものとして指定した河川について、当該河川の水位があらかじめ定めた水位に達したとき、水位又は流量を示して行う通知及び周知をいう。

(12) 水防団待機水位(通報水位)

洪水又は高潮のおそれがある場合に、関係者に通報しなければならない水位であり、量水標の設置されている地点ごとに知事が定めるもので、各水防機関が水防体制に入る水位をいう。

(13) はん濫注意水位(警戒水位)

水防団待機水位を超える水位であって、洪水又は高潮による災害の発生を警戒すべきものとして国土交通大臣又は都道府県知事が定める水位をいう。

(14) 避難判断水位(特別警戒水位)

はん濫注意水位(警戒水位)を超える水位であって洪水による災害の発生を

特に警戒すべき水位、市町村長の避難勧告等の発令判断の目安、住民の避難判断の参考となる水位をいう。

(15) はん濫危険水位

洪水により相当の家屋浸水等の被害を生じるはん濫のおそれがある水位をいう。

(16) 重要水防箇所

過去の洪水で堤防が損壊した箇所など、洪水時に堤防が損壊するおそれが高く、厳重な警戒が必要な箇所をいう。

(17) 浸水想定区域

洪水時の円滑かつ迅速な避難を確保するため、洪水予報河川及び水位周知河川について、河川整備の計画降雨により河川がはん濫した場合に浸水が想定されるとして国土交通大臣又は知事が指定した区域をいう。

第3節 水防の責任及び処理すべき事務又は業務の大綱

法に定める水防に係る機関等の水防の責任及び処理すべき事務又は業務の大綱は次のとおりである。

第1 旭川市の水防責任

法第3条の規定により、旭川市区域における水防を十分に果たす責任を有する。

第2 処理すべき事務又は業務の大綱

1 水防管理団体(旭川市)

- (1) 平常時における河川等の巡視すること。
- (2) 消防機関等の出動準備又は出動すること。
- (3) 警戒区域の設定をすること。
- (4) 警察官の援助の要求すること。
- (5) 他の水防管理者又は市町村長若しくは消防長への応援要請すること。
- (6) 堤防決壊等の通報、決壊後の措置すること。
- (7) 避難のための立ち退きの指示すること。

- (8) 水防協力団体の指定すること。
 - (9) 旭川市防災会議に諮って北海道の水防計画に応じた水防計画を作成し、その旨を公表すること。
- 2 北海道開発局（旭川開発建設部）
- (1) 洪水予報を旭川地方気象台と共同で発表及び通知すること。
石狩川水系（上流）河川の洪水予報区及び水防警報区（別表14）
 - (2) 水防警報の発表及び通知すること。
 - (3) 水位情報の通知及び周知すること。
 - (4) 浸水想定区域の指定、公表及び通知すること。
- 3 気象庁（旭川地方気象台）
- (1) 水防活動用気象予報及び警報の発表及び通知すること。
 - (2) 洪水予報を旭川開発建設部と共同で発表及び通知すること。
石狩川水系（上流）河川の洪水予報区（別表14）
- 4 北海道（上川総合振興局及び旭川建設管理部）
- (1) 水防計画の策定及び要旨の公表すること。
 - (2) 指定水防管理団体の指定すること。
 - (3) 気象予報及び警報の伝達すること。
 - (4) 洪水予報を伝達すること。
 - (5) 水位の通報及び公表すること。
 - (6) 水位情報の通知及び周知すること。
 - (7) 浸水想定区域の指定、公表及び通知すること。
 - (8) 水防警報の発表及び通知すること。
 - (9) 緊急時の水防管理者、消防機関の長への指示すること。
 - (10) 水防に関する勧告及び助言すること。
- 5 旭川中央警察署及び旭川東警察署
- (1) 水災等の情報の収集、人心安定のための広報活動の実施及び水防活動用気象予報・警報の伝達について協力すること。
 - (2) 危険区域居住者等の避難誘導、被害者の救助等について協力すること。
 - (3) 水災時における水防活動用車両の優先通行の確保、交通秩序の維持、各種犯罪の予防取り締まりをすること。

6 居住者等

常に気象状況、水防情報等に注意するとともに、法第24条の規定による要請があったときは、これに協力しなければならない。

第2章 水防組織

第1節 市の組織

第1 水防本部の設置

水防管理者は市内で水害による局地的な災害が発生し、又は発生するおそれがあるとき、又は水防警報の通知を受け、必要があると認めたときは、市役所内に旭川市水防本部（以下「水防本部」という。）を設置する。

第2 水防本部の組織

1 水防本部の組織は、旭川市地域防災計画第3章第1節災害対策本部の定めるところに準じ、別表1のとおりとし、特に水防に関係ある各部の水防事務は次のとおりとする。

(1) 総括部

- ア 関係機関等との連絡調整に関すること。
- イ 通信連絡機能の確保に関すること。
- ウ 水防活動用気象予報・警報等の受理伝達に関すること。

(2) 土木部

- ア 河川、排水路等の被害調査及び応急対策に関すること。
- イ 河川の巡視警戒に関すること。
- ウ 応急資材の調達及び分配に関すること。
- エ 水防資機材の輸送に関すること。

(3) 消防部

- ア 水防作業及び工法に関すること。
- イ 重要水防区域の巡視警戒に関すること。
- ウ 人命救助に関すること。

エ 水災の警報、警戒広報、情報収集及び通信に関すること。

オ 消防職員の動員に関すること。

2 災害対策基本法（昭和36年法律第233号）第23条の規定に基づく災害対策本部が設置されたときは、水防本部は災害対策本部に吸収され、水防に関する事務は災害対策本部において行うものとする。

3 状況等により水防本部設置に至らない段階での水防に関する事務は、市各部署の事務分掌及び旭川市地域防災計画第3章第1節災害対策本部に定める分掌事務によりこれを行うものとする。

第3 消防機関の組織

消防機関の組織は、別表2のとおりである。

第4 消防機関の水防分担区域

消防機関の水防分担区域は、別表3のとおりである。

第2節 隣接市町村水防管理団体及び警察官との協力応援

第1 隣接市町村水防管理団体との協力応援

法第23条の規定に基づく隣接市町村水防管理団体との協力応援連絡系統は、次のとおりとする。

旭川市水防管理団体
市役所 26-1111
消防本部 23-4556

水防管理団体名	市役所・町役場	消防本部
深川市水防管理団体	01642- 2-1111	深川地区消防組合 0164-22-3160
美瑛町水防管理団体	92-1111	大雪消防組合 (美瑛町所在)
東神楽町水防管理団体	83-2111	
東川町水防管理団体	82-2111	92-2029
当麻町水防管理団体	84-2111	上川中部消防組合 (上川町所在)
比布町水防管理団体	85-2111	
鷹栖町水防管理団体	87-2111	01658-2-1040

第2 警察官との協力応援

警察に対し、水防管理者又は消防機関の長が協力応援を求めるときの法に規定されている事項は、次のとおりである。

- 1 警察通信施設の使用 法第27条第2項
- 2 警戒区域の監視 法第21条第2項
- 3 警察官の出勤 法第22条
- 4 避難、立退きの場合における措置 法第29条

第3章 重要水防区域及び水防施設等

第1節 重要水防区域の指定

市内河川等で水防上特に重要な区域は、別表4のとおりである。また、市街地で排水能力以上に増水し、低地帯で浸水のおそれが予想される区域は、別表5のとおりである。

第2節 水 防 施 設

第1 水位観測所

市内の主要な水位観測所は、別表6のとおりである。

第2 雨量観測所

市内の主要な雨量観測所は、別表7のとおりである。

第3 水防倉庫及び資器材の備蓄状況

水防倉庫の位置等は、別表8のとおりである。また、水防資器材の備蓄状況は、別表9のとおりである。

第4 水防資器材調達先

水防資器材が不足した場合又は緊急やむを得ない場合は、民間等から調達するものとする。調達先及び調達可能量は、別表10のとおりである。

第5 水門等の操作

水門の管理者は、気象等の状況の通知を受けた後は、水位の変動を監視し、

必要に応じて門扉等の適正な開閉操作を行うものとする。なお、水門の管理者は、あらかじめ水門操作要領を作成し、操作担当責任者等に周知徹底を図り、門扉の操作等について支障のないようにするものとする。

操作要領には、次のことを定め、水防管理者に提出するものとする。

ただし、国・道の管理する水門に関してはこの限りでない。

- 1 目 的
- 2 門扉の維持管理
- 3 門扉の開閉取扱者
- 4 門扉の閉鎖時期
- 5 閉鎖の通報
- 6 閉鎖作業
- 7 門扉の開く時期
- 8 開放作業
- 9 作業完了の報告
- 10 その他

第6 水門の設置場所

水門の設置場所及び管理者等は、別表11のとおりである。

第7 水防用土砂採取場

水防管理者は、水災に備え、あらかじめ土砂採取場を調査し、土砂の堆積状況を把握しておくものとする。

なお、水防用土砂採取場は、別表12のとおりである。

第4章 通信連絡等

第1節 市の通信施設

市の水災時における災害関連情報の伝達及び被害情報の収集・調査・報告は、旭川市地域防災計画第3章第2節情報の収集・伝達の定めるところによる。

第2節 公衆通信施設

水防管理者は、消防機関の長又はこれらの命を受けた者は、水災時の水防通信においては、市の通信施設を基本的に使用するものであるが、水防上緊急を要する場合には、法第27条第2項の規定により、公衆通信施設を優先的に利用し、又は次に掲げる専用通信施設を使用することができるものとする。

- 1 北海道総合行政情報ネットワーク
- 2 北海道警察本部施設
- 3 北海道旅客鉄道株式会社施設
- 4 北海道電力株式会社施設
- 5 北海道開発局施設
- 6 自衛隊施設

第3節 気象等の通信連絡

第1 水防活動用の警報等

水防管理者又は水防に関係ある機関は、常に気象の状況に注意するとともに、旭川地方气象台、旭川開発建設部及び旭川建設管理部から発表される次の水防活動用の警報等の処理に遺漏のないようにしなければならない。

1 水防活動に用いられる予報及び警報等の種類及び発表機関

	種 類	発表機関	摘 要
気象予警報 (気象業務法第14条の2 第1項)	大雨注意報 大雨警報 洪水注意報 洪水警報	旭川地方 気象台	一般向け大雨注意報・警報、洪水注意報・警報をもって代える。
洪水予報(石狩川上流) (気象業務法第14条の2 第2項) (法第10条)	注 意 報 警 報	旭川地方 気象台 旭川開発 建設部 共 同	指定河川について水位又は流量を示して行う予報。なお、洪水予報の発表基準(危険レベル、洪水予報の種類及び求める行動等)は下表のとおり。
水防警報 (法第16条第3項)	待機・準備 出動・指示 解除	旭川開発 建設部 旭川建設 管理部	指定河川区域の水防管理団体に水防活動を行う必要があることを警告して発表。
水位情報(水位周知河川) (法第13条第1項及び第2項)	避難判断水位	旭川開発 建設部 旭川建設 管理部	指定河川について水位(避難判断水位)又は流量等を示した情報

(注) 洪水予報区及び水防警報区は別表14のとおりである。

2 洪水予報の種類、危険レベル、発表基準等

洪水の危険レベル	洪水予報の標題 [洪水予報の種類]	(水位の名称) 発表基準	市・住民に求める行動等
レベル5	はん濫発生情報 [洪水警報]	(はん濫発生) はん濫が発生したとき	逃げ遅れた住民の救助等 新たにはん濫が及ぶ区域の住民の避難誘導
レベル4	はん濫危険情報 [洪水警報]	(はん濫危険水位) はん濫危険水位を超えたとき	住民の避難完了
レベル3	はん濫警戒情報 [洪水警報]	(避難判断水位) 避難判断水位を超え、さらに上昇するおそれがある場合、あるいは水位予測に基づきはん濫危険水位を超える見込まれたとき	避難勧告等の発令を判断 住民は、避難を判断
レベル2	はん濫注意情報 [洪水注意報]	(はん濫注意水位) はん濫注意水位を超え、さらに上昇するおそれがあるとき	避難準備情報(要援護者 避難情報)発令を判断 住民は、はん濫に関する情報に注意 水防団出動
レベル1	(発表なし)	水防団待機水位	水防団待機

第2 水防警報の種類等

水防警報の種類、内容及び発表基準

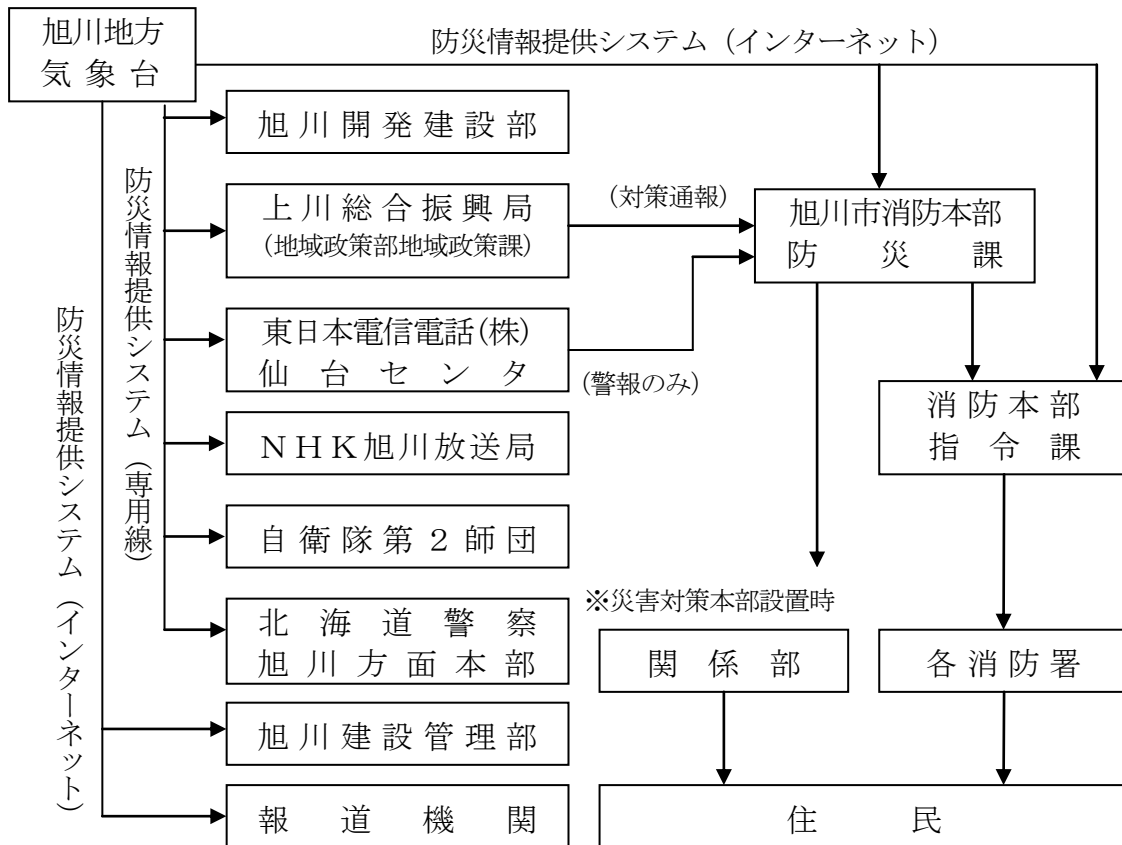
種類	内 容	発 表 基 準
待機	<p>不意の増水あるいは水位の再上昇等が予想される場合に状況に応じて直ちに水防機関が出動できるように待機する必要がある旨を警告するもの。</p> <p>水防機関の出動期間が長引くような場合に、出動人員を減らしてもさしつかえないが、水防活動をやめることはできない旨を警告するもの。</p>	水防活動用気象予報・警報等及び河川の水位情報により特に必要と認めるとき。
準備	水防に関する情報連絡、水防資器材の整備、水門機能等の点検、通信及び輸送の確保等に努めるとともに、水防機関に出動の準備をさせる必要がある旨を警告するもの。	雨量、水位、流量その他の河川状況により必要と認めるとき。
出動	水防機関が出動する必要がある旨を警告するもの。	はん濫注意情報等により、又は水位、流量その他の河川状況によりはん濫注意水位に達し、なお、上昇のおそれがあるとき。
指示	水位、滞水時間その他水防活動上必要な状況を明示するとともに、堤防からの水のあふれ、漏水、面の崩れ、亀裂、その他河川状況堤防斜により警戒を必要とする事項を指摘して警告するもの。	はん濫警戒情報等により、又は既にはん濫注意水位を超え災害のおそれがあるとき。
解除	水防活動を必要とする増水状況が解消した旨、及び当該基準水位観測所名による一連の水防警報を解除する旨を通告するもの。	はん濫注意水位以下に下降したとき、又ははん濫注意水位以上であっても水防作業を必要とする河川状況が解消したと認めるとき。

(注) 地震による堤防の漏水、沈下等の場合は、上記に準じて水防警報を発表する。

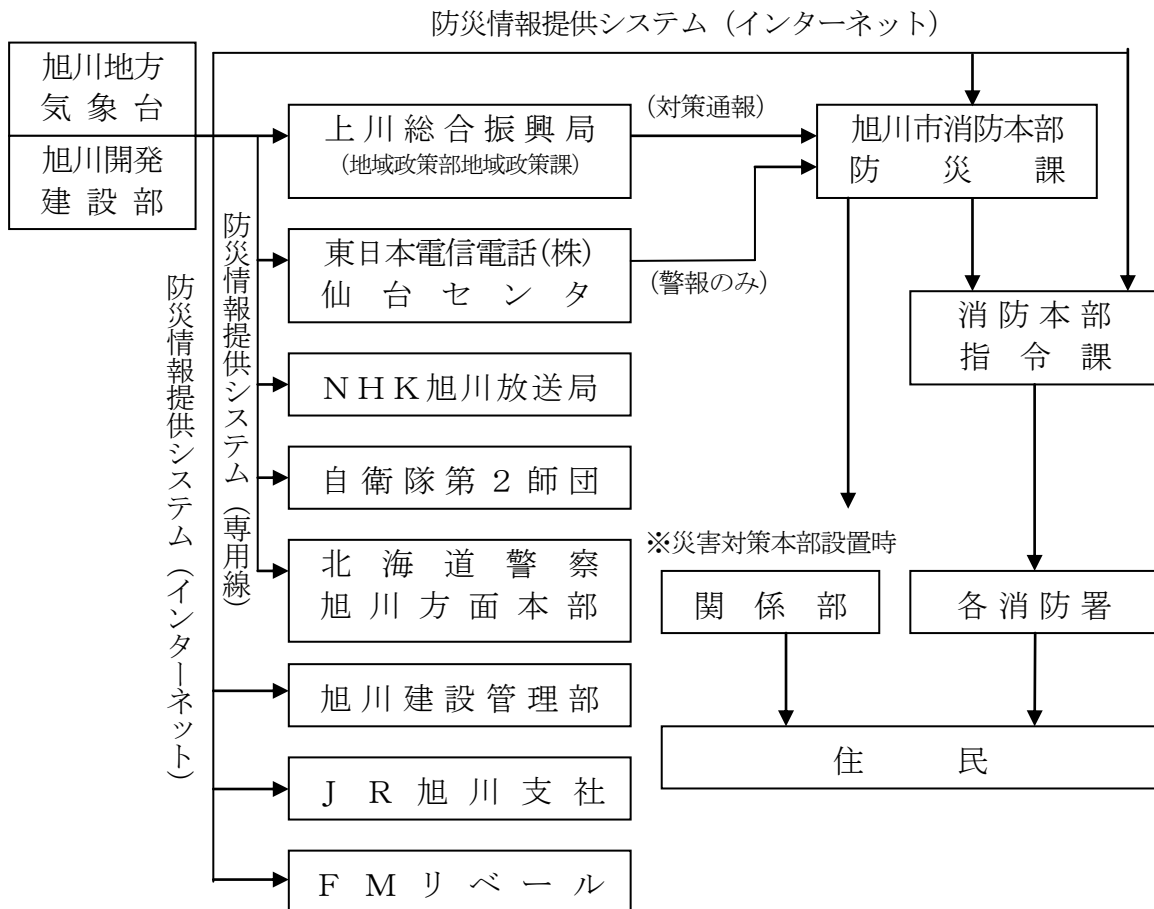
第3 水防活動用気象予報・警報等の伝達

水防活動用の警報等の伝達は、次により行うものとする。

1 水防活動用気象予報・警報の伝達

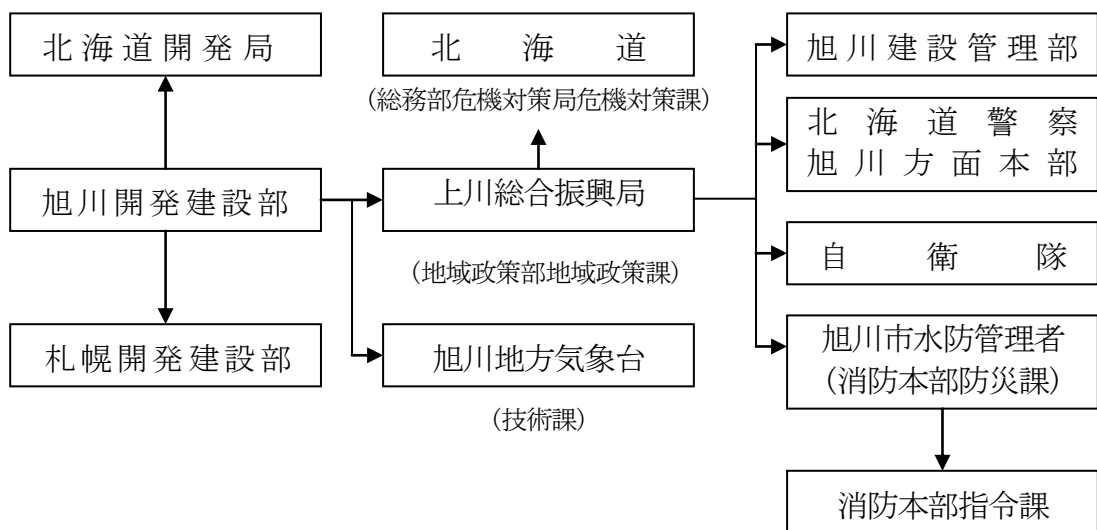


2 洪水予報の伝達

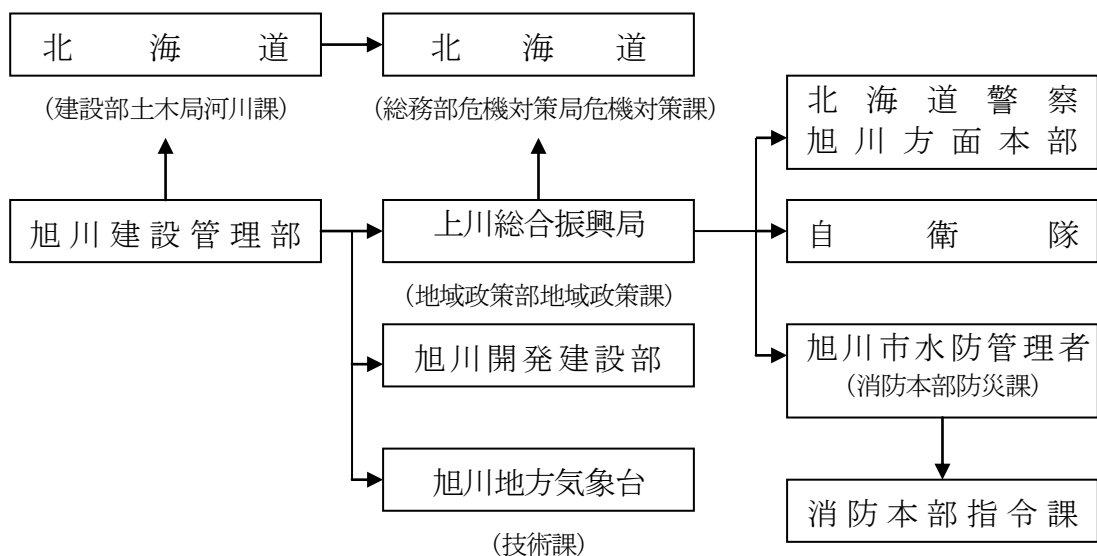


3 水防警報の伝達

(1) 旭川開発建設部所管



(2) 旭川建設管理部所管



第4節 水防信号

法第20条の規定により、知事が定める水防信号は、次のとおりである。

- (1) 第1信号 はん濫注意水位（警戒水位）に達したことを知らせるもの
- (2) 第2信号 水防団員及び消防機関に属する者の全員が出動すべきことを知らせるもの
- (3) 第3信号 当該水防管理団体の区域内に居住する者が出動すべきことを知らせるもの
- (4) 第4信号 必要と認める区域内の居住者に避難のため立ち退くべきことを知らせるもの
- (5) 地震による堤防の漏水、沈下等の場合及び津波の場合は、上記に準じて取り扱う。

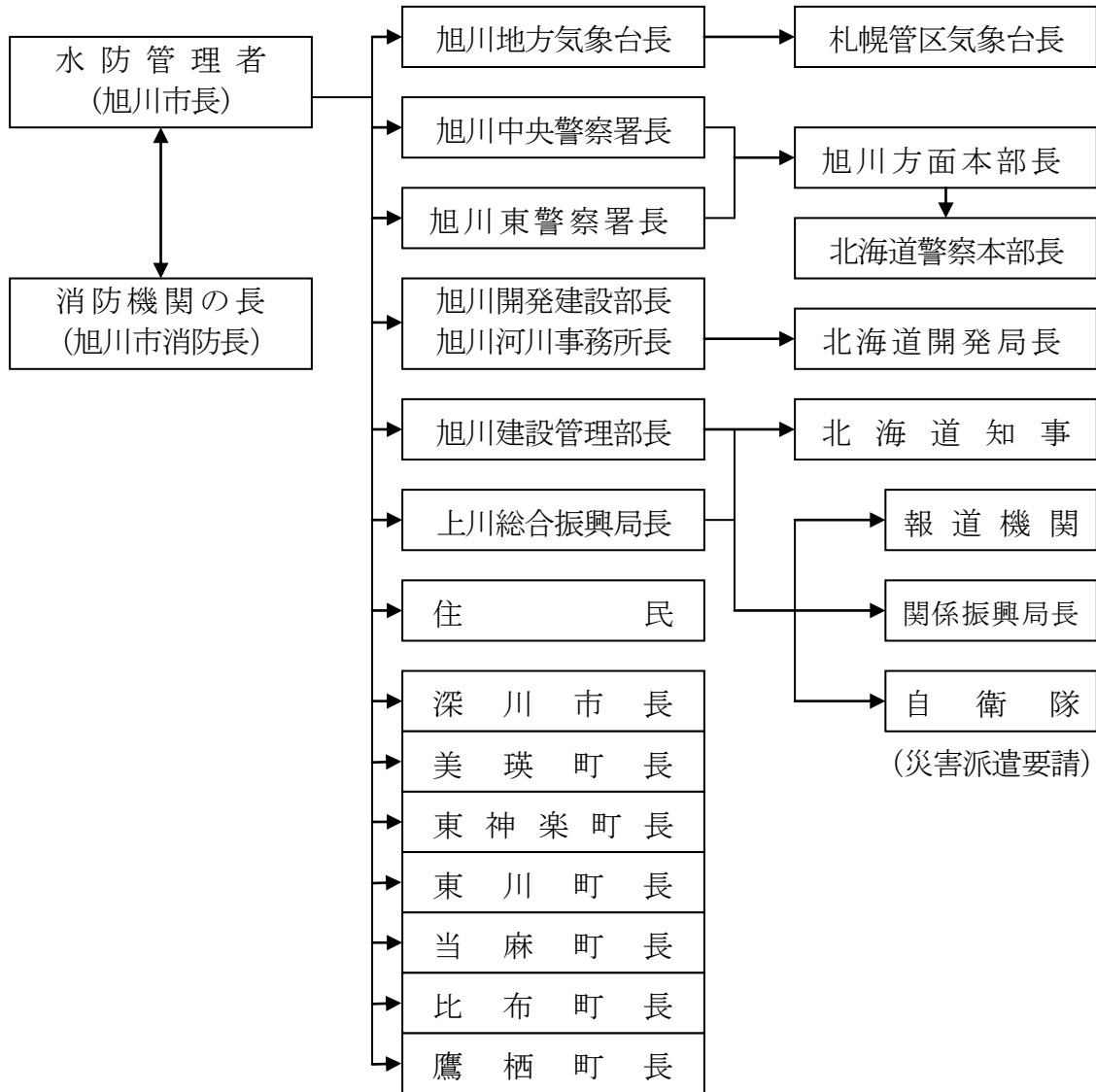
水防信号

方法・区分	警鐘信号	サイレン信号
第1信号	○休止○休止○休止	約 5秒 15秒 5秒 15秒 5秒 15秒 ○－休 止－○－休 止－○－休 止
第2信号	○－○－○ ○－○－○ ○－○－○	約 5秒 6秒 5秒 6秒 5秒 6秒 ○－休 止－○－休 止－○－休 止
第3信号	○－○－○－○－○ ○－○－○－○－○ ○－○－○－○－○	約 10秒 5秒 10秒 5秒 10秒 5秒 ○－休 止－○－休 止－○－休 止
第4信号	乱 打	約 1秒 5秒 1秒 ○－休 止－○－

- (備考) 1 信号は、適宜の時間継続すること。
- 2 必要があれば警鐘信号及びサイレン信号を併用することを妨げない。
- 3 危険が去ったときは、口頭伝達により周知させるものとする。

第5節 決壊通報

堤防等が決壊した場合は、水防管理者及び消防機関の長は、直ちに次により通報するものとする。



(注) 消防機関の長は、水防管理者が現場に所在せず、緊急に通報する必要があると判断した時は、上記通報図に準じ通報を行うものとする。

第6節 水防通信連絡及び情報収集

第1 水防通信連絡

水防に関し、市と関係機関と相互に行う通信連絡は、別表13によるものとする。

第2 気象予報及び警報、雨量・水位情報等の収集

水防管理者又は水防に関係のある機関は、常に気象の状況に注意し、必要と認めるときは、洪水予報、水防警報等の有無に関わらずインターネット、テレビ、ラジオ等により気象情報の収集に努めるものとする。

1 市町村向け情報提供

名 称	ホームページアドレス	提供情報
国土交通省「市町村向け川の防災情報」 (統一河川情報システム)	http://city.river.go.jp/ (携帯電話用有り)	雨量・水位情報、レーダー観測情報、水防警報、洪水予報等
防災気象情報提供システム	http://bosai.metinfo.go.jp/bousai/login	気象情報、レーダー・アメダス解析雨量

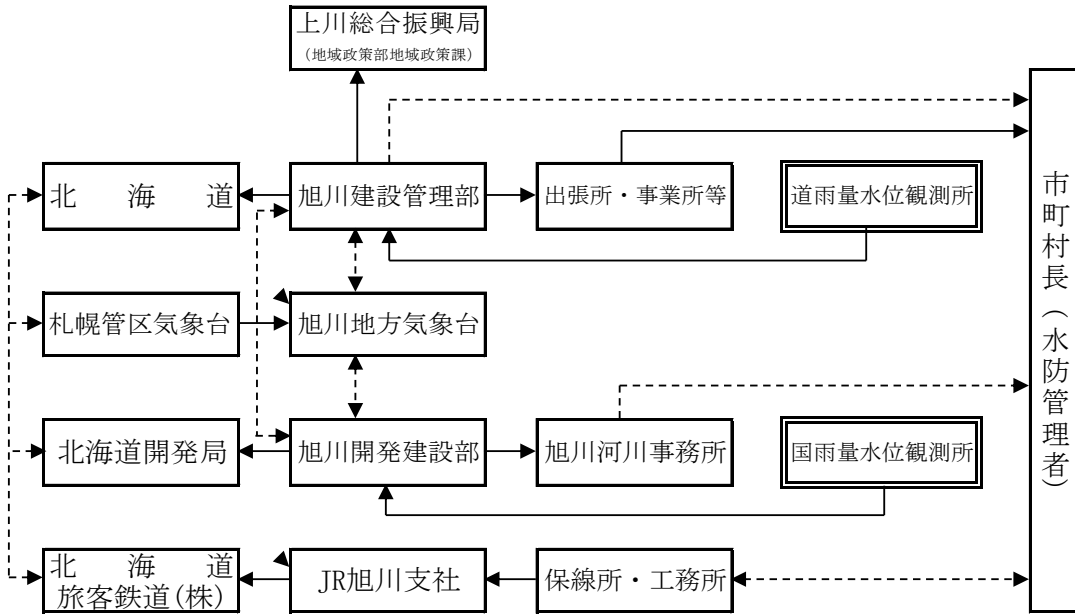
(注) 貸与されたID・パスワードにより利用

2 一般向け情報提供

名 称	ホームページアドレス	提供情報
国土交通省 「川の防災情報」	http://www.river.go.jp/ http://i.river.go.jp/ (携帯電話用)	雨量・水位情報、レーダー観測情報、水防警報、洪水予報等
北海道防災情報(防災対策支援システム)	http://www2.bousai-hokkaido.jp/pc/	気象情報、避難情報、道路情報、河川情報等
旭川地方気象台ホームページ	http://www.jma-net.go.jp/asahikawa/	気象情報、レーダー・アメダス解析雨量
気象庁ホームページ	http://www.jma.go.jp/jma/index.html	気象情報、レーダー・アメダス解析雨量

第7節 雨量水位観測の伝達

量水位観測の通信系統は、次のとおりである。



- (注) ———— 通常の系統
 - - - - - 必要に応じ通報
 □□□□ 観測機関

第5章 水防活動

第1節 水防管理団体の非常配備体制

第1 市の非常配備体制

水防管理者及び消防機関の長が指令する非常配備体制

1 市の非常配備体制(旭川市地域防災計画第3章第1節)

	配 備 時 期	配 備 体 制	配 備 要 員
第 一 非 常 配 備	1 市内で水害による局地的な災害が発生し、又は発生するおそれがある場合で、総合的な災害対策を必要と認めるとき。 2 その他市長が必要と認めたとき。	災害への応急対策、又は危険箇所の警戒等のため、各関係部局の必要人員をもって活動に当たり、状況によって第2非常配備に移行できる体制	災 害 対 策 本 部 関 係 部 職 員 の 概 ね 3 分 の 1 の 人 員
第 二 非 常 配 備	1 市内の数地区で水害による相当規模の災害が発生し、又は発生するおそれがある場合で、総合的な災害対策を必要と認めるとき。 2 その他市長が必要と認めたとき。	第1非常配備体制を強化し、円滑に応急対応策活動に当たり、状況によって第3非常配備に移行できる体制	災 害 対 策 本 部 関 係 部 職 員 の 概 ね 3 分 の 2 の 人 員
第 三 非 常 配 備	1 市内の全域に甚大な水害をもたらす災害が発生し、又は発生するおそれがあるとき。 2 その他市長が必要と認めたとき。	市の組織及び機能の全てをあげて応急対策活動に対処する体制	災 害 対 策 本 部 職 員 の 全 員

第2 非常配備を指令したときの処置

水防管理者は、非常配備を指令したときは、水防に関係ある機関に対し通知するものとする。

第2節 巡視及び警戒

第1 河川の巡視

法第9条の規定に基づき、水防管理者及び消防機関の長は、随時区域内の河川を巡視し、水防上危険であると認められる箇所があるときは、直ちに当該河川、堤防等の管理者に連絡し必要な処置を求めるものとする。

また、出水期前や洪水経過後などに、重要水防箇所等の巡視を行う場合には、必要に応じて河川等の管理者に立会又は共同で行うことを求めることができるものとする。

第2 非常警戒

水防管理者及び消防機関の長は、非常配備を指令したときは、監視員を増員し、重要水防区域の監視及び警戒を厳重に行い、異常を発見したときは直ちに上川総合振興局及び当該河川管理者に連絡するものとする。

監視に当たり、特に注意すべき事項は次のとおりである。

- 1 居住地側堤防斜面で漏水又は飽水による亀裂及び崩れ
- 2 川側堤防斜面で水当たりの強い場所の亀裂及び崩れ
- 3 堤防上面の亀裂又は沈下
- 4 堤防から水があふれる状況
- 5 水門の両袖又は低部からの漏水と扉の締まり具合
- 6 橋梁その他構造物と堤防の取付部分の異常

第3節 警戒区域の設定等

第1 警戒区域の設定

消防機関に属する者は、法第21条の規定に基づき、水防上緊急の必要がある場所に警戒区域を設定し、水防関係者以外の者に対して、その区域への立入を禁止し、若しくは制限し、又はその区域から退去を命ずることができるものとする。

第2 警察官の警戒区域の設定

前項に定める場合において、消防機関に属する者がいないとき、又はこれ等の者から要求があったときは、警察官は、消防機関に属する職権を行うことができるものとする。

第3 警戒区域の設定の報告

消防機関に属する者及び警察官は、警戒区域を設定した場合は、直ちに水防管理者、消防機関の長及び当該区域を管轄する警察署長にその旨を報告するものとする。

第4節 水防作業

水防作業を必要とする異常事態が発生したときは、被害を未然に防止し、又は被害の拡大を防ぐため、堤防の構造、流速、護岸の状態等を考慮して、最も適切な工法を選択し実施するものとする。

第5節 立退きの指示及び避難等

第1 立退きの指示

法第29条の規定に基づき、洪水等により著しく危険が緊迫していると認められるときに、水防管理者が避難のための立退きを指示することができる。また、指示をする場合は、その旨を北海道知事（上川総合振興局長）及び当該区域を管轄する警察署長に通知するものとする。

第2 避難等

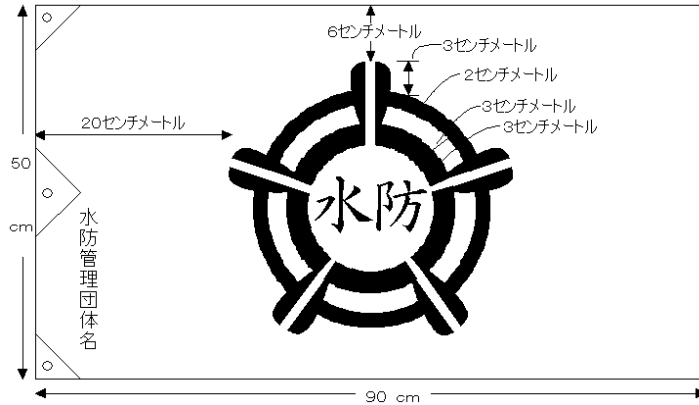
避難活動及び避難所の開設・運営等は、旭川市地域防災計画第3章第8節避難に定めるところによるものとする。

第6節 水防標識及び身分証票

第1 水防標識

法第18条の規定により、水防のために出動する車両の標識は次のとおりとする。

標 旗



水防管理団体

(注)

水防の字は赤で書くこと。
外枠は黒、地は白のこと。

第2 身分証票

法第49条第1項に定める業務を行うための市の職員及び消防機関に属する者の身分証票は、次のとおりとする。

表

9 cm	第 号
	水防立入調査員証
	所属
	職
	氏名
	上記の者は、水防法第49条第1項の規定により必要な土地に立ち入る職員であることを証明します。
	年 月 日
	旭川市長 印
	6cm

裏

水防法（抜粋）
第49条 都道府県知事又は水防管理者は、水防計画を作成するために必要があると認めるとき、関係者に対して資料の提出を命じ、又は当該職員、水防団長、水防団員若しくは消防機関に属する者として必要な土地に立ち入らせることができる。
2 都道府県の職員、水防団長、水防団員又は消防機関に属する者は、前項の規定により必要な土地に立ち入る場合においては、その身分を示す証票を携帯し、関係人の請求があったときは、これを提示しなければならない。

第6章 公用負担及び災害補償

第1節 公用負担

第1 公用負担

法第28条第1項の規定により、水防のため緊急の必要があるときは、水防管理者及び消防機関の長は水防の現場において次の権限を行使することができる。

- (1) 必要な土地の一時使用
- (2) 土石、竹木その他の資材の使用若しくは収用
- (3) 車両その他の運搬用機器の使用
- (4) 工作物その他の障害物の処分

第2 公用負担権限委任証

公用負担を命ずる権限を行使する者は、水防管理者及び消防機関の長にあつては、その身分を示す証明書を、その他これらの者の委任を受けた者は、様式2に定める公用負担権限委任証を携行し、必要がある場合は、これを提示しなければならない。

第3 公用負担命令票

公用負担を命ずる権限を行使する者は、様式1に定める公用負担命令票を2通作成し、その1通を目的物の所有者、管理者又はこれに準ずる者に交付するものとする。

第4 損失補償

法第28条第2項の規定により、水防管理団体は、公用負担の権限を行使することにより損失を受けた者に対し、時価によりその損失を補償しなければならない。

第2節 公務災害補償

法第6条の2の規定により、居住者等が水防に従事したことにより、死亡し、負傷し、若しくは病気にかかり、又は水防に従事したことによる負傷、若しくは病気により死亡し、若しくは、障害の状態となったときは、旭川市消防団員等公務災害補償条例（昭和41年条例第24号）の定めるところにより補償を行う。

第7章 水防報告

第1 水防報告

水防管理者は、次に定める事態が発生したときは、速やかに上川総合振興局長に報告するものとする。

- 1 消防機関を出動させたとき
- 2 他の水防管理団体に応援を求めたとき
- 3 その他報告を必要と認める事態が発生したとき

第2 水防活動実施報告

水防管理者は、水防活動が終結したときは、遅滞なく記録を整理し、次の調査対象期間ごとに様式3に定める水防活動実施報告書を作成の上、所定の期日までに上川総合振興局長に報告するものとする。

【調査対象期間】 1月～5月、6月～7月、8月～9月、10月～12月

第8章 水防訓練

水防管理者は、消防機関の職員及び消防団員に対し、随時水防工法についての技能を習得させるため、毎年水防訓練を実施するものとする。

旭川市水防計画

平成元年 4 月 制定

平成 2 年 6 月 改訂

平成 4 年 6 月 改訂

平成 6 年 7 月 改訂

平成 8 年 7 月 改訂

平成 10 年 7 月 改訂

平成 12 年 8 月 改訂

平成 15 年 8 月 改訂

平成 18 年 3 月 改訂

平成 20 年 11 月 改訂

平成 22 年 3 月 改訂

平成 23 年 3 月 改訂

発行 旭川市

(事務局 消防本部消防救急課)
